

吹田市バリアフリーマスタープラン（素案）に関する意見の紹介

第3回吹田市バリアフリー推進協議会及びその後いただいた意見を表の左側に整理しています。

また、意見への対応、計画への反映状況を表の右側に整理しています。

対応分類

A	意見を反映する
B	今後の参考とする

No.	いただいた意見		対応内容	
	意見概要	内容	対応分類	詳細
1	前文について	バリアフリーマスタープランの策定について(3行目)の人が相互に思いやり、助け合うための「心のバリアフリー」にも取り組みます。このような基本とした取り組みを推進し、年齢や障がいの有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる「ユニバーサル社会」の実現を目指します。と変更を望みます。(心のバリアフリーを念頭な考え方とするため)	A	ご意見の内容を反映しました。
2	現況整理について	吹田市管内15駅のエレベーター・多機能トイレ・ホームドア等のバリアフリー化(設置済・未設置)、市有施設(小中学校・公園等を含む)のエレベーター・多機能トイレ・スロープ等のバリアフリー化(設置済・未設置)を駅・施設ごとに一覧表で表したら、どこの駅が、どこの施設がバリアフリーになっているか具体的にわかると思います。P31・P40・41	B	マスタープランの段階では、基本的な方針を示しており、具体的な施設状況は、基本構想でお示しするよう検討いたします。
3	移動等円滑化促進地区の考え方について	(2) 移動等円滑化促進地区の考え方 公共交通機関での移動手段を整備し、本マスタープランは、これまで取り組んできた鉄道駅を中心とした重点整備地区におけるバリアフリー化に加え、重点整備地区を一本の線で結んだ幹線道路の連続性に配慮したバリアフリー化を推進します。と変更を望みます。	A	ご意見の趣旨を反映し、「全市域を移動等円滑化促進地区とし」へ変更します。
4		(2) 移動等円滑化促進地区の考え方 特に幹線道路沿いのバス停留所を起点として吹田市内循環バス路線の整備を目指しインバウンドでの観光路線としての経路のネットワーク化を図ります。と変更を望みます。	B	本項目の記載は、バリアフリー化された経路を市内でネットワーク化するための方針を示したものです。バス路線整備および観光視点の経路整備は今後のスパイラルアップの中で検討いたします。
5	バリアフリー化に関する方針について	(1) 基本理念 基本理念を引き継ぎ「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり - バリアのない交通・まち・ひと(こころ)・しくみ-」を目指します。とする。と変更を望みます。	A	ご意見の内容を反映しました。
6		(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針 表の基本方針の部分 【ひと(こころ)】の基本方針を「お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進」に変更	A	ご意見の内容を反映しました。
7		(2) 基本方針 基本方針としてひと(こころ)はインクルーシブハートビジョンの推進と強く変更を望みます。	B	誰もがわかりやすい表記とするため、ひと(こころ)の基本方針については、上記意見の内容としております。
8	公共交通に関する方針について	(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針 (工) 公共交通サービスの維持・向上 吹田市地域公共交通協議会はバリアフリー推進協議会との密接な関係があるが「吹田市地域公共交通協議会」には公共交通機関10名、行政10名に対し市民2名と割合が少ないうえ交通弱者である障がい当事者が参画していないのは問題がある。	-	吹田市地域公共交通協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律と道路運送法に基づいており、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公募市民など、協議を行うにあたり公正中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し、市長が選任することになっています。公募市民については障がい当事者を含めた様々な方から広く参加いただいているため、今後ともバリアフリーの観点から地域公共交通の維持・改善が行われるように連携していきます。
9		各公共交通機関の駅の無人化が増加傾向にある中、国が「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を策定しています。その中に、「障害当事者の要望を踏まえた環境整備」とあります。マスタープランには「バリアフリーに関する課題整理」にあげられています。具体的な取り組みを事業者ごとに明記する必要はないのでしょうか。	B	具体的な事業内容は、基本構想の段階で、特定事業計画として検討してまいります。

No.	いただいた意見		対応内容	
	意見概要	内容	対応分類	詳細
10	道路に関する方針について	生活関連経路、準生活関連経路とも、市民にとっては大切な移動経路です。生活関連経路となる歩道は整備され点字ブロックが敷設されているのに、準生活関連経路になったとたん凸凹があり点字ブロックがありません。特に視覚障害の人はそれ以上は行くことが出来ません。マスタープランにはどのように位置づけているのでしょうか。	B	準生活関連経路は「移動円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であることなどの理由により、長期的に事業実施に取り組む経路」としており、基本的に歩車分離ができていません。よって、点字ブロック等の整備は、できませんが安全対策や凸凹等の補修は、順次行ってまいります。また、歩車分離された路線や整備が可能な路線は生活関連経路に格上げすることを基本構想で検討します。
11	大型プロジェクトにおけるバリアフリー化について	「まち」の基本方針の中に、大型プロジェクトのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を考えていくことを明記してほしい。	A	ご意見の内容を反映し、バリアフリー化に向けた取り組み方針の中に「大規模開発におけるバリアフリー化の推進」を追加しました。
12	心のバリアフリーに関する方針について	(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針 【ひと(こころ)】の取り組み方針に以下を追加 ◎障がい者理解へ外出時の車いす体験、視覚・聴覚障がい者体験、妊婦体験などの機会 ◎障害者差別解消法研修の実施	A	ご意見の趣旨を反映し、【ひと(こころ)】の取り組み方針を以下の3つとしました。 ・バリアフリーに関する教育活動の推進 ・心のバリアフリーの普及啓発(障がい者理解へ向けた啓発の推進) ・障がい者への意思疎通手段の利用促進
13		(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針 ウ 心のバリアフリーの普及啓発活動の推進 【小学校等におけるバリアフリー教室の開催】 本市では、学校等からの希望に対して、吹田市地域自立支援協議会当事者会・社会福祉協議会・障がい当事者団体と協力してバリアフリー体験や講和等を実施していきます。と変更を望みます。	A	ご意見の内容を反映しました。
14	知的障がい者に関するバリアフリー化の方針について	知的障がいはバリアフリーに関して置いてけぼりなところがある。まず、ホームドアやガードレールなど、区分けしていただかなければ命の危険がある。この部分に関して、マスタープランの中に入れていただきたい。また、介助をする上で手をつないで歩く必要があり、道幅をとってしまう。歩道の幅員に関してもよりよくしてほしい。心のバリアフリーの部分に関しても知的障がいに関して遅れていることがあるため、理解の促進について盛り入れてほしい。	A	本マスタープランは身体障がい者のみならず知的・精神障がい者、全ての障がい者に対しての取組について記載しております。その旨、素案冒頭の「はじめに バリアフリーマスタープランの策定について」に追記しました。 ホームドアや歩道の整備については、「3 5. バリアフリー化に向けた取り組み方針」において記載しています。また、歩道の幅員や柵の設置など具体的な整備内容は「3 6. バリアフリー化整備の配慮事項」に記載しています。心のバリアフリーに関しては、具体的な取り組みの中で知的障がいに関する理解の促進を図るよう取り組みます。
15	移動等円滑化促進地区図について	移動等円滑化促進地区をブロック別に明記していますが、施設名と位置図だけでは、その地区の特性・バリアフリー状況がわかりません。写真を使って、地区の特性・バリアフリー状況を載せた方がわかりやすいと思います。	B	移動円滑化地区を市域全体に設定しており、マスタープランの段階ですべての施設のバリアフリー化状況を調査するのは、限界があるため、基本構想の段階で生活関連施設に設定した施設について調査していく方針です。
16		4 (3) 移動等円滑化促進地区図(ア)生活関連施設と生活関連施設になり得る施設の一覧表について、生活関連施設と生活関連施設になり得る施設が混在しているため、区別をどのように工夫いただきたい。	A	ご意見の内容を反映しました。
17	当事者参画の手法について	当事者参画の場として各事業者からこの推進協議会が大切な場であることを説明いただき再確認できた。ただ、今のやり方では、計画設計段階で当事者意見を十分に反映するには至らないかと思う。今後何かできることはないかを検討いただきたい。	B	市の公共施設の新設や大規模改修の際には、設計段階において障がい当事者等との意見交換を行う「バリアフリー吹田市民会議」を開催しています。他の主体を含めた当事者参画のあり方については今後検討してまいります。
18	計画全般に関する意見	全体的に写真と表が少ないと思います。	A	ご意見の内容を反映しました。